

8月から

保険証が変わります！

～青色から黄色へ～

後期高齢者医療制度

(長寿医療制度)

現在使用されている保険証は、平成21年7月31日で有効期限が満了となりますので、8月以降は使用できなくなります。

7月中に新しい保険証をお送りしますので、お手もとに届きましたら、古い保険証を廃棄してください。

なお、新しい保険証の有効期限は、平成23年7月31日までの2年間です。

医療費の一部負担割合

医療機関の窓口で支払う医療費の負担割合は、一般の方は1割、現役並み所得者の方は3割となります。

新しい保険証には、平成20年中の所得に基づいて、同21年8月から同22年7月までの窓口負担の割合が「一部負担金の割合」欄に記載されています。

※一部負担金の割合は、有効期限内でも所得や世帯構成の変更により再判定となります。

再判定により一部負担金の割合が変更になる場合には、新しい保険証が交付されます。

■現役並み所得者とは

住民税課税所得が145万円以上

ある後期高齢者医療制度加入者（以下「加入者」といいます）及びその方と同じ世帯の加入者を行います。

ただし、次に該当する方は、市民生活グループ窓口申請することで1割負担となります。

▼世帯内の加入者が1人の場合

加入者本人の収入の額が383万円未満のとき。または同一世帯にいる70歳の方と加入者本人の収入の合計が520万円未満のとき。

▼世帯内の加入者が2人以上の場合

加入者の収入の合計が520万円未満のとき。

※原則として、申請した月の翌月から適用となります。

減額認定証の更新

減額認定証は、住民税非課税世帯の方が入院したときの医療費や、食事代などの自己負担限度額を軽減するために必要なものです。

現在使用されている減額認定証は、保険証と同時期に更新されます。保険証と同様に新しい減額認定証が届きましたら、古いものは廃棄してください。

なお、減額認定証の色は、緑色からだいたい色に変わります。

■住民税非課税世帯の区分

自己負担限度額等の軽減区分の適用は次のとおりです。

▼区分Ⅱ 世帯全員が住民税非課税の方

▼区分Ⅰ 区分Ⅱに該当する方のうち、次のいずれかに該当する方

▽世帯全員の所得が0円で、かつ公的年金受給額が80万円以下の方

▽老齢福祉年金を受給されている方



問い合わせ 北海道後期高齢者医療広域連合 (☎011~290~5601)
市民生活グループ (☎42~3217)

【表1】 1か月の医療費自己負担限度額

区 分		外 来 (個人単位)	外来+入院 (世帯単位)
現役並み所得者		44,400円	80,100円+下記の加算額 過去12か月で4回目以降 44,400円
一 般		12,000円	44,400円
減額認定 証の区分	区分Ⅱ	8,000円	24,600円
	区分Ⅰ	8,000円	15,000円

※加算額… (医療費総額-267,000円) × 1%

減額認定証を提示することで受けることができる軽減には、次のものがあります。

■ 高額療養費
1か月の医療費の自己負担が限度額を超えたとき、超えた額が高額療養費として支給されます。

減額認定証による軽減以外の区分も含め、各区分での自己負担限度額は、表1のとおりです。

減額認定証での軽減額等

【表2】 入院時の食事代等の標準負担額

区 分		療養病床への入院		左以外の入院	
		食事代(1食)	居住費(1日)	食事代(1食)	
一般(下記以外の方)		460円	320円	260円	
減額認定 証の区分	区分Ⅱ	90日以内の入院	210円	320円	210円
		90日を超える入院	210円	320円	160円
	区分Ⅰ	下記以外	130円	320円	100円
		老齢年金受給者	100円	0円	100円

■ 入院したときの食事代など
入院したときは、医療費の自己負担額のほかに、食事代などの標準負担額を支払います。

各区分での標準負担額は、表2のとおりです。

後期高齢者医療保険料の通知書は、7月中旬にお届けします。

平成21年度の後期高齢者医療制度(長寿医療制度)の保険料は、北海道後期高齢者医療広域連合が決定し、7月中旬に市から加入者の皆さんに通知します。保険料の算出方法や支払いの方法などについては次のとおりです。

〈税務グループ ☎ 4233214〉

■ 保険料の算出

均等割(43,143円) + 所得割(平成20年の所得から33万円を控除した額の9.63%)

※直前まで被用者保険(社会保険など)の被扶養者だった方は、加入後2年間の保険料は4,300円となります。

■ 保険料の軽減

▼ 均等割の軽減及び該当条件

▽ 9割軽減 世帯主と加入者の合計所得(以下「合計所得」といいます)が33万円以下かつ加入者全員の年金収入が80万円以下で他の所得がない

▽ 8・5割軽減 合計所得が33万円以下

▽ 5割軽減 合計所得が、24万5千円に世帯主以外の加入者数を掛け、33万円を加算した額以下

▽ 2割軽減 合計所得が、35万円に

加入者数を掛け、33万円を加算した額以下

▼ 所得割の軽減及び該当条件

▽ 5割軽減 昨年の所得から33万円を控除した額が58万円以下

■ 支払い方法

昨年10月以降の支払い方法が年金引き去りの方は、引き続き年金引き去りとなり、口座振替に変更する手続きを行った方は、引き続き口座振替による支払いとなります。

これら以外の方は、9月まで現金または口座振替で支払い、10月以降は年金引き去りとなりますが、保険料や年金の額によっては、そのまま現金等による支払いとなる場合があります。

※年金引き去りの方は、口座振替に変更することができます。変更を希望する方は、税務グループへ申し出てください。

ご存じですか？

福祉医療費助成制度

市では、北海道と協力して各種助成制度（身障、ひとり親、乳幼児等）を実施しています。いずれかの医療保険に加入されている方で、次の制度に該当する場合は、申請により医療費が助成されます。くわしい内容や手続きなどは、市民生活グループ（☎42～3217）へ問い合わせください。

重度心身障がい者医療費

■助成の対象 次のいずれかに該当する方にかかる医療費

- ①身体障害者手帳の等級が1、2級の方と3級の一部（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこうまたは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害）に該当する方
- ②重度の知的障がい者
- ③精神保健福祉手帳1級に該当する方（入院外のみ）

※いずれの場合も、世帯の収入状況により認定されない場合があります。

■助成の内容 表1のとおり

ひとり親家庭等医療費

■助成の対象

- ①20歳未満の子を扶養または監護しているひとり親家庭の母または父の入院医療費
- ②①の家庭の、子の入院・入院外医療費
- ③両親の死亡や行方不明などにより、他の家庭で扶養されている20歳未満の子の入院・入院外医療費

※18歳以上の子は一定の要件が必要。いずれの場合も、世帯の収入や子の状況により認定されない場合があります。

■助成の内容 表1のとおり

乳幼児等医療費

■助成の対象

- ①小学校就学前の乳幼児にかかる医療費
- ②小学校1年生から6年生までの児童の入院医療費

※世帯の収入状況により認定されない場合があります。

■助成の内容 表1のとおり

表1 各医療費の助成内容

市民税課税世帯（3歳未満の乳幼児除く）		
医療費負担は1割です。		
ただし、1か月に負担する医療費が下表の限度額を超えた場合は、申請により超えた分が支給されます。		
【1か月の自己負担限度額】		
外来（個人単位）	12,000円	
入院+外来（世帯単位）	44,400円	
市民税非課税世帯と3歳未満の乳幼児		
医療費は無料です。		
ただし、初診に限り、下表の額を限度とする初診時一部負担金がかかります。		
【初診時一部負担金】		
医科	歯科	柔整
580円	510円	270円

こんなときは… 国民年金保険料の免除制度

国民年金保険料の免除制度は、けがや病気、失業などによる経済的な理由で保険料を納めることが困難な場合に、申請によって保険料の全部、または一部の納付が免除される制度です。

免除申請を行い承認されると、その期間も年金加入期間に算入されるので、万が一の場合でも障害年金や遺族年金を受け取ることができます。

〈市民生活グループ ☎ 4233217〉

免除・猶予の対象となる方

▼法定免除

- ① 障害年金を受給している方
- ② 生活保護法に基づく生活の扶助を受けている方

▼申請免除

前年の所得が次の①から④に示す金額以下となる方。

- ① 全額免除：(扶養親族等の数+1) × 35万円 + 22万円

- ② 4分の3免除：78万円 + (扶養親族等の数 × 38万円) + 社会保険料控除額等

- ③ 半額免除：118万円 + (扶養親族等の数 × 38万円) + 社会保険料控除額等

- ④ 4分の1免除：158万円 + (扶養親族等の数 × 38万円) + 社会保険料控除額等

※全額免除以外は、減額後の保険料を納め忘れると未納扱いになりますのでご注意ください。

▼若年者納付猶予

ほかの年齢層に比べて所得が少ない30歳未満の若年層の方は、申請により保険料の納付が猶予されます。

所得基準は全額免除と同様ですが、世帯主の所得は除き、本人と配偶者の所得のみで審査されます。

▼学生納付特例

20歳以上の学生は、申請により保険料が卒業まで猶予されます。ただし、毎年度の申請が必要です。

免除・猶予になる期間

免除期間は、7月から翌年の6月までです。申請が遅れても直前の7月までさかのぼって認められます。

原則として、毎年申請が必要です。全額免除に該当された方や若年者納付猶予については、申請時に「継続申請」を希望すると、翌年度からの申請手続きは不要になります。

申請免除・猶予の手続き

砂川社会保険事務所または市役所市民生活グループ窓口で、次の書類を持参し手続きをしてください。

▽国民年金手帳または基礎年金番号が記入されている通知書

▽退職・失業した方が申請を行うときは、退職したことを確認できる書類（雇用保険受給者証、雇用保険被保険者離職票の写しなど）

▽学生証の写し

※原則として所得を証明する書類の添付は不要ですが、住所変更などにより所得の確認ができない方に

保険料は追納できません

ついでには、課税証明書、源泉徴収票、確定申告書などの写しの添付が必要となる場合があります。

保険料の免除や納付猶予を受けた期間があるときは、保険料を全額納付したときと比べ、将来受け取る年金額が少なくなります。

そこで、年金受給額の減額を防ぐために、免除または納付猶予を受けてから10年以内であれば保険料をさかのぼって納めることができます。

なお、追納する際に、免除または納付猶予を受けてから2年以上経過している場合は、経過期間に応じた加算額が保険料に上乗せされます。

